

松野町協働のまちづくり事業補助金について

【補助対象事業】

地域住民が主体となった活動を支援し、協働のまちづくりに係る事業

区 分	事 業 内 容
まちづくり事業	(1) 地域資源を活用した事業 (2) 地域振興のためのイベント事業 (3) 地域の環境美化・保全事業 (4) 地域の定住促進に資する事業
ひとづくり事業	(1) 地域の担い手・人材を育成する事業 (2) 伝統・文化を継承する人材を育成する事業 (3) 地域間交流事業
地域計画推進事業	地域計画に定めた事業

※ 対象外の事業

- (1) 同一事業について他の補助制度の対象となるもの
- (2) 営利活動を目的とするもの
- (3) その他町長が適当でないと認めたもの

【補助対象経費】

項 目	内 容
材料代	活動を行う材料代
印刷代	参加者募集のチラシ、パンフレット、写真等の印刷代
消耗品	活動を行うための用紙、封筒、文具類など
備品	活動の実施に不可欠なもので必要最小限のもの
レンタル料	機械などの賃借（レンタル）料
使用料	町内に所在する施設などの使用料
保険料	活動にかかる障害保険の加入料
謝礼金	講演会などを開催した場合の講師への謝礼金など

※ 対象外の経費

- (1) 事業実施主体の人件費
- (2) 事業実施主体の食糧費
- (3) 施設の管理運営経費

【補助限度額】

区 分	補助限度額
まちづくり事業	10 万円
ひとづくり事業	
地域計画推進事業	20 万円